指名競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等の指定

川俣町告示第７７号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１１第２項及び川俣町財務規則（昭和６１年川俣町規則第１号）第１２２条第１項の規定により、川俣町を発注者として､指名競争入札の方法により工事又は製造の請負及び物品の買入、その他の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を次のように定める。

令和８年１０月１日

川俣町長　藤原　一二

（指名競争入札に参加することができない者）

第１　指名競争入札に参加することができない者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

１　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者

２　法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者

３　工事又は製造の請負（工事に係る建設資材の販売を含む。以下同じ。）及び物品の買入れ、その他の契約に関して、不正の行為をし、又は正当な理由なくして不完全な履行をし、指名競争入札に係る入札参加資格の取消しの通知を受けた場合においては、当該通知の日から２年を経過していない者

４　工事又は製造の請負及び物品の買入れ、その他の契約に関して保証をした者が故意にその義務を免れた場合において、その事実のあった日から２年を経過していない者

５　競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する申請書、その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者

６　市町村に納税義務を負っている者で、その納税すべき市町村税を滞納しているもの

７　国に納税義務を負っている者で、その納税すべき国税を滞納しているもの

８　建設工事に係る資格の審査を受けようとする者にあっては、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第３条第３項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第４８条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第５条第１項に規定する適用事業を行う事業主であって、同法第７条の規定による被保険者となったことの届出を行っていないもの

９　工事・測量等の入札参加資格申請をする場合には、審査基準日の直前１年の営業年度において、完成工事や取扱高のないもの

（指名競争入札における共同企業体の参加資格）

第２　共同企業体として､工事の請負契約に係る指名競争入札に参加するためには、共同企業体の構成員のすべてが、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものでなければならない。

１　第１の第１号から第９号までのいずれにも該当しないこと。

２　共同企業体が参加申込みをする工事と同一種別（建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）別表第一に掲げる工事種別をいう。）の工事に関し、第５に定める審査基準日の直前１年の営業年度における完成工事高があること。

（指名競争入札に参加する者に必要な資格の有効期間）

第３　指名競争入札に参加する者に必要な資格の有効期間は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるところによる。

１　建設工事請負に係るもの

入札参加資格審査申請書を西暦における偶数年に提出し、資格の認定を受けた者にあっては、審査基準日の属する年の翌年の４月１日から２年間。西暦における奇数年に提出し、資格の認定を受けた者にあっては、審査基準日の属する年の翌年の４月１日から１年間。ただし、臨時に提出し、資格の認定を受けた者にあっては、町長が別に定める。

２　製造の請負に係るもの

前号に準ずる

３　業務委託に係るもの

第１号に準ずる。

４　物品の買入れ又は修繕に係るもの

第１号に準ずる。

（指名競争入札参加資格の格付の失効）

第４　指名競争入札に参加する資格を有する者が、第１の各号の一つに該当するに至った場合においては､その者に係る格付はその該当するに至った時に失効する。

（工事の請負契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格、及びその審査に関する事項）

第５　工事の請負契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格は、指名競争入札に付そうとする工事の金額に応じ、Ａ、Ｂ及びＣの３つの区分（この区分によりがたい場合においては、必要に応じこの区分を増減し、又はこの区分を設けないことがある。）に格付するものとし、当該指名競争入札に参加する者の当該区分に係る資格の格付は、次の各号に掲げる事項を別に定める方法により審査し

て行い、その審査基準日は毎年１１月１日とする。ただし、当該資格の審査にあたっては、当該事項のうち主観的事項の審査を省略することができる。

１　客観的事項

建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成２０年国土交通省告示第８５号）第一に定める項目

２　主観的事項

（１）工事成績
（２）工事施工の状況
（３）労働福祉の状況
（４）優良工事の有無
（５）建設業法に基づく処分の有無
（６）指名競争入札における指名停止の有無
（７）営業所の設置状況
（８）資格認定の取消しの有無
（９）町税の納税状況
（10）ＩＳＯ認定の有無
（11）消防団への継続加入状況

（製造の請負契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格、及びその審査に関する事項）

第６　製造の請負契約（工事に係る建設資材の販売契約を含む。以下同じ。）に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項を調査して行い、その審査基準日は毎年１１月１日とする。

１　審査基準日の直前２年間の年間平均取扱高
２　職員の数
３　営業年数
４　資本金額
５　営業所の設置状況

（測量等の業務委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格、及びその審査に関する事項）

第７　測量並びに工事の設計及び工事に関する調査又は施設等の維持管理（以下「測量等」という。）に係る業務委託契約に係る指名競争入札に参加する者の資格は次の各号に掲げる事項を調査して行ない、その審査基準日は毎年１１月１日とする。

１　審査基準日の直前２年間の年間平均取扱高
２　職員の数
３　業務の経歴
４　資本金額
５　審査基準日における事業に従事する技術関係及び事務関係の従業員の数

６　審査基準日の前日までの営業年数

（物品の買入れ及び修繕の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格、及びその審査に関する事項）

第８　物品の買入れ、及び修繕に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格は、毎年１１月１日を審査基準日として、次に掲げる事項を審査し、その結果を総合勘案して定める。この場合、事業の経歴、成績、信用及び安全度も考慮するものとする。

１　審査基準日の属する事業年度の直前２年の各営業年度における年度別年間生産高、又は年間売上高又は年間修繕金額並びに主要生産品目、又は取扱品目

２　資本金額

３　審査基準日における事業に従事する技術関係及び事務関係の従業員の数

４　審査基準日の前日までの営業年数

５　その他の経営状況を示す必要があるときは、その事項

（入札参加資格審査申請書の提出時期及び方法）

第９　工事又は製造の請負、測量等の業務委託及び物品の買入れ又は修繕について、指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、次に定めるところに従い、当該審査基準日の属する年度の１２月末日までに、関係書類を町長に提出しなければならない。ただし、臨時に行う入札参加資格申請書の提出時期及び方法については、町長が別に定める。

１　建設工事の請負契約に係る者についての申請書等及びその提出先

（１）建設工事入札参加資格審査申請書（第１号様式）
　　正本１部

（２）建設工事入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア　建設業の許可を受けていることを証する書面又はその写し

イ　経営事項審査結果通知書の写し

ウ　工事経歴書（第２号様式）

エ　完成工事高集計表

オ　技術者経歴書（第３号様式）

カ　営業所及び委任関係一覧表（第４号様式）

キ　営業所に見積、入札、代金の請求及び受領等の権限をあらかじめ委任しておく場合にあっては、その委任したことを証する書面（委任状）

ク　納税証明書又はその写し

ケ　商業登記簿謄本又は写し（個人にあたっては身分証明書）

コ　共同企業体協定書の写し（建設共同企業体に限る。）

サ　その他町長が指定する書類

（３）申請書の提出先
　　川俣町企画財政課

２　製造の請負契約に係る者についての申請書等及びその提出先

（１）製造入札参加資格審査申請書（第５号様式）

正本１部

（２）製造入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア　実績高調書（第６号様式）

イ　職員数並びに営業年数（第７号様式）

ウ　審査基準日の直前２年間の各営業年度の財務諸表

エ　営業所及び委任関係一覧表（第４号様式）

オ　営業所に見積、入札、代金の請求及び受領等の権限をあらかじめ委任しておく場合にあっては、その委任したことを証する書面（委任状）

カ　納税証明書又はその写し

キ　商業登記簿謄本又は写し（個人にあたっては身分証明書）

ク　その他町長が指定する書類

（３）申請書の提出先

１の（３）に準ずる。

３　測量等の業務委託契約に係る者についての申請書等及びその提出先

（１）業務委託入札参加資格審査申請書（第８号様式）

正本１部

（２）業務委託入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア　建築士事務所登録証明書又は測量業者登録証明書及び建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）又は地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）に基づく登録を受けている者にあっては、その登録証明書又は国土交通大臣に提出した現況報告書

イ　業務経歴書（第９号様式）

ウ　技術者経歴書（第１０号様式）

エ　直前２年間の各営業年度の財務諸表

オ　営業所及び委任関係一覧表（第４号様式）

カ　営業所に見積、入札、代金の請求及び受領等の権限をあらかじめ委任しておく場合にあっては、その委任したことを証する書面（委任状）

キ　納税証明書又はその写し

ク　商業登記簿謄本又は写し（個人にあたっては身分証明書）

ケ　その他の町長が指定する書類

（３）申請書の提出先

１の（３）に準ずる。

４　物品の買入れ及び修繕の契約に係る者についての申請書等及びその提出先

（１）物品購入（修繕）入札参加資格申請書（第１１号様式）

正本１部

（２）物品購入（修繕）入札参加資格申請書には、次に掲げる書類を添付しなけれ

ばならない。

ア　商業登記簿謄本又は写し（個人にあっては身分証明書）

イ　直前２年間の各営業年度の財務諸表又は青色申告決算書

ウ　納税証明書又はその写し

エ　会社の沿革（第１２号様式）

オ　従業員名簿又は従業員数を確認できる書類（第１３号様式）

カ　営業所に見積、入札、代表の請求及び受領等の権限をあらかじめ委任しておく場合にあっては、その委任したことを証する書面（委任状）

キ　営業所及び委任関係一覧表（第４号様式）

ク　官公庁納入実績一覧表（第１４号様式）

ケ　販売代理（特約）店等一覧表（第１５号様式）

コ　営業許可一覧表（第１６号様式）

サ　その他町長が指定する書類

（３）申請書の提出先

１の（３）に準ずる

附　則

（施行期日）

１　令和８年１０月１日から施行する。